

国際標準化機構(ISO)によるコミュニティ通訳の規格化について

水野真木子
(金城学院大学)

はじめに

現在、国際標準化機構 (ISO) が通訳翻訳に関する国際基準作成に向けて活発に動いているが、それを受けて日本国内でも国内委員会を発足させ、平成 24 年より国際基準の内容について議論し、総会や電話会議などの国際会議や案件ごとの投票に参加している。平成 24 年末に、日本国内委員会事務局から日本通訳翻訳学会に対し、コミュニティ通訳の国際基準に関するコメントの依頼がきて、コミュニティ通訳を専門研究分野とする私に関わることになった。当初は単にコメントするだけの立場で関わっていたが、平成 25 年 4 月に、私個人に対して大学経由で国内委員会の委員就任の依頼があったので、それを受けることにし、以来、年に数回の会合に参加している。本稿では、ISO のコミュニティ通訳に関する国際標準化の概要とこれまでの動きについて報告する。

専門委員会 SO/TC 37

コミュニティ通訳の国際標準化を扱うのは、国際標準化機構 (ISO) に設置された用語やコンテンツ資源全般に関する標準化を広く取り扱う専門委員会 (Terminology and other language and content resources) である。この委員会は、アドバイザーグループ (AG) と 5 つの分科会 (SC) から成っている。5 つの分科会とは、SC1 (一般原則)、SC 2 (レイアウト)、SC 3 (コンピュータ支援)、SC 4 (言語資源マネジメント)、SC 5 (翻訳、通訳及び関連技術) であり、コミュニティ通訳は SC5 の中の一分野としての位置づけである。

国内委員会

国内委員会の事務局は「一般社団法人情報科学技術協会」となっており、ここがすべてを取りまとめている。委員は、通訳翻訳実務にかかわる団体や出版関連の団体からの代表者と大学教員等学識経験者を合わせて 16 名 (途中で 17 名に増加) から成り、オブザーバーとして翻訳関連を中心に 4 名がこれに加わる。他に関係者として、経済産業省、一般社団法人日本規格協会から 1 名ずつ参加している。

活動状況

(1) 国内委員会開催

以下の日程で国内委員会が開催されたが、3回目は、コミュニティ通訳関連の案件の投票が迫っているという事情で、分科会 SC5 の関係者のみで行った。

平成 25 年	5 月	13 日	ISO/TC 37
平成 25 年	7 月	30 日	ISO/TC 37
平成 25 年	12 月	19 日	ISO/TC37/SC5
平成 26 年	1 月	22 日	ISO/TC37
平成 26 年	5 月	9 日	ISO/TC37

(2) ISO 原案作成協力と投票

国内委員会は、原案について意見交換を行い、投票及びコメントの送付を行うほか、電話会議や総会を含めた国際会議での議論に参加し、ISO の原案の最終案作成に協力している。以下、これまでの経過を紹介する。

●規格案第 1 版についての投票結果および総会での調整

平成 25 年 5 月に、原案に対し、20 カ国が投票した。参加国の 25%以上反対であれば否決されることになっているが、結果は、日本を含め 7 か国が反対票を投じ、否決された。

同年 6 月にプレトリア（南アフリカ）で総会が開催され、反対投票した国からの意見を反映させ、第 2 版に向けた調整が行われた。日本からは 4 名の代表が派遣され、日本としての立場を表明した。

日本の反対理由は、「通訳者の要件」「通訳継続時間（休憩のインターバル）」「犯罪歴の確認」等、いくつかの論点があった。

●通訳者の要件についての原案と修正案

日本にとってもっとも重要な論点であった「通訳者の要件」について、以下詳細をまとめたい。原案では以下の 4 つの項目が挙げられた。その趣旨は以下である。

- a) 高等教育機関でのコミュニティ通訳の学位
- b) 高等教育機関での他の分野の学位と 2 年以上のコミュニティ通訳の継続的業務経験
- c) 政府機関による通訳能力資格認定、そしてコミュニティ通訳のさらなる資格または経験の証明
- d) a) から c) が満たせない場合、5 年以上の継続的なコミュニティ通訳業務の経験

総会において日本の代表が、通訳の学位取得者も非常に少なく、政府の認定システムもない日本の立場を説明し、この条件では厳しすぎるという意見を述べた結果、以下のように太字の部分が追加されて修正された。日本としては、「公的資格」という要件を何とか回避したいと思ったわけであるが、コミュニティ通訳者の認定の仕組みがないという点で、日

本が遅れていることが露呈することになった。

- a) 高等教育機関でのコミュニティ通訳の学位または承認された教育の認定
- b) 高等教育機関での他の分野の学位と2年以上のコミュニティ通訳の継続的業務経験
または承認された機関から受ける認定
- c) 政府機関または政府が承認した機関による通訳能力資格認定、そしてコミュニティ通訳のさらなる資格または経験の証明

d) a) からc) が満たせない場合、5年以上の継続的なコミュニティ通訳業務の経験さらに後になって、アメリカなどの意見を取り入れ、c) が修正され、以下ようになった。

- c) 適切な政府機関または政府が認定した機関または承認を受けた専門家組織による当分野の通訳能力の証明、そしてコミュニティ通訳におけるそれに相当する他の資格や経験の証明

また、d)として、新たな条項が追加された。

- d) 能力の最低条件を満たす明白な資格基準が設けられた既存の全国規模の通訳者登録組織のメンバーであること

- e) a)から c)が満たせない場合、5年以上の継続的なコミュニティ通訳業務の経験

このように、前述の d) が e) となったが、これについては、日本のようにコミュニティ通訳の仕事の頻度が少ない国は、5年間といっても経験を証明することにならない。したがって、5年間とはおよその時間数ではどのくらいを目安にするのかという問い合わせをおこなっている。

- f) 要請に基づいたさらなる職業訓練モジュールへの参加の証明

これも新たに加わった条項である。

●司法通訳について

原案全体について反対した国々の多くが挙げた反対理由は、主としてコミュニティ通訳の定義に関するものであった。特に、法廷通訳をコミュニティ通訳に組み込むか否かが大きな問題となっていた。私自身、原案全体を読むと、司法通訳 (legal interpreting) が何を指すのか非常にわかりにくい印象を受けた。きちんとした定義もなく、条文によって「法廷通訳」「警察取り調べ通訳」、「弁護士事務所での通訳」など様々なジャンルの司法通訳が無秩序に並べられているという印象であった。しかし、日本としては、これらを整理する必要性についてコメントするにとどめた。さらに、日本では入国管理局で通訳を行うことがあるため、「入国管理局」を追加したい旨もコメントした。

結果、法廷通訳をコミュニティ通訳に含めない国がいくつか存在する現状を受けて、修正案には Annex として、司法通訳の定義に関する説明が追加された。趣旨としては、国や地域によって法律や規制が異なることから、通訳に関してもどの業務が法廷通訳あるいは司法通訳の範疇に入るのかも明確に定義することはできない。司法通訳の中でも取り調べや難民審査、入管 (日本の意見を取り入れたもの) での通訳などはコミュニティ通訳のカ

テゴリーに入れるのが自然であるが、非常に統制された形での業務である法廷通訳などは、コミュニティ通訳には含めないこともある。ある特定の通訳業務がどのカテゴリーに入るのかは、その国がその通訳業務を統制する度合いによる、というものである。

平成25年12月に、上記の通訳の要件に関する修正等を含んだ規格案第2版について20カ国が投票したが、賛成18対反対2で、可決された。反対が25%以下なので可決ということになる。日本は、前回の日本の反対理由であった「通訳者の要件」は第2版で緩和調整されたので、今回は賛成票を投じた。他国の反対理由も、多くが第2版において調整され、反対した国は最終的には2か国のみであった。

規格案におけるプロのコミュニティ通訳者に必要な能力

規格案には事細かにコミュニティ通訳者の能力やスキルについての言及がある、以下、参考までに紹介する。

- ・ 通訳のスキル：逐次通訳、同時通訳 サイトラ、メモ取り、ウィスパリング、アクティブ・リスニング、メモリー、デリバリースキル、割り込むタイミング、自己のパフォーマンスのモニター
- ・ その他の能力：問題解決ストラテジー、透明性、役割の範囲の認識
- ・ 継続学習

また、言語能力、機器を使う能力、リサーチ能力、対人スキルについて、それぞれセクションが設けられ、細かく解説されている。特に言語能力の項目は、コミュニティ通訳者は様々な専門的、または専門的でない言語、多様なスピーカー（年齢、性別、民族、社会的身分など）の多様な話し方（方言や地方訛り、慣用表現）に対応できる言語能力を持ち、適切なレジスターを使用できなければならないことと、分野ごとの知識と専門用語に通じていなければならないことが述べられている。

ISOの総会スケジュール

2014年以降の総会スケジュールは以下であるが、日本は2015年の松江での総会に向けて準備を始めたところである。

2014年 ベルリン（ドイツ）6月22～27日（終了）

2015年 松江（日本）6月21～26日

2016年 デンマーク

2017年 ハンガリーまたはアメリカ大陸のどこか

まとめ

国際規格案の作成は非常に複雑なプロセスであり、コミュニティ通訳一つを取っても、各国の事情や思惑の調整を含め、何年にもわたって内容が検討されていかねばならない。論点もあまりに多岐にわたっており、本稿で紹介した内容は、そのほんの一部である。

現在、会議通訳を中心とする通訳一般の国際基準についての検討も始められているが、コミュニティ通訳に関するプロセスが先に進んでしまっており、整合性という点で今後問題が生じることが懸念されている。

また、通訳翻訳の国際基準作成に関しては、EU 諸国、ロシア、アメリカが中心になっており、アジア諸国のプレゼンスが非常に小さく、特に、東アジアで積極的に議論に参加しているのは日本くらいである。コミュニティ通訳を取り上げても、日本のようにコミュニティ通訳に関する公的認定制度もトレーニングの機会もほとんどなく、通訳者のレベルに問題のある国は、国際基準を満たすことが難しくなるであろう。仮に JIS 化ということになれば、その規格を守ることが義務付けられることにもなるので、今後の動きを注視していかなければならない。しかし、このような国際規格化の動きにより、通訳者の認証の問題を含め、日本におけるコミュニティ通訳者のレベル向上のための制度構築の動きが加速することも期待できる。

*上記報告で紹介した規格の具体的内容はそのままの形で最終版に反映されるとは限らない。最終版は間もなく発行されることになる。

.....
【著者紹介】

水野真木子 (MIZUNO, Makiko) 金城学院大学文学部英語英米文化学科教授。国際関係学修士 (立命館大学)。会議通訳者、法廷通訳者を経て、大学等で通訳教育に携わる。主な研究分野は司法・医療などを中心とするコミュニティ通訳。主な著作：『司法通訳』(共著) (松柏社) 『コミュニティ通訳入門』(単著) (大阪教育図書)、『実践 司法通訳』(共著) (現代人文社)、‘Community Interpreting in Japan: Present state and Challenges’, In Sato-Rossberg, N. & Wakabayashi, J. (Eds.), *Translation and Translation Studies in the Japanese Context*, その他。

